

悪質商法による被害は、決して他人事ではありません。ちょっとした心のすきを狙い、次々と新しい手口で近づいてきます。

ここでは、悪質な訪問販売の中でも被害が大きい「点検商法」と「催眠商法」をご紹介します、被害にあわないための心掛けと被害にあった場合の対応についてご紹介します。

農水商工観光課商工労政係 ☎1156
県消費生活センター ☎059-228-2212

耐震工事の場合

地震という誰もが抱く不安につけ込み、効果のない、または不必要な耐震工事を契約させる手口。
無料診断後、工事の必要性を強調されて断りきれずに契約してしまうことがあります。
市の建設課では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の無料耐震診断を行っています。
くわしくは建設課建設係 (☎1172) へ問い合わせてください。

「自分だけは大丈夫」と思っていないませんか？

悪質商法の被害にあわないために

「点検商法」とは？

床下や布団など無料で「点検」に来たといってお聞き、点検作業の後、「修理不能」「危険な状態」「期限切れ」など不安をおおるような説明をして高額な商品の購入や工事の契約を迫る商法です。

〔主な商品・サービス〕
布団、消火器、床下換気扇、シロアリ駆除、耐震工事

▼対応方法

昼間家庭にいるかたが多く被害にあわれているようです。不安に思った場合は、ご家族や身近にいるかたに相談するなど、契約はすぐにしないようにしましょう。

「催眠(SF)商法」とは？

日用品の安売りなどの名目で人を集め、「無料配布」や「早い者勝ち」の格安販売といった方法で会場を興奮状態にした後、巧みな話術で高額な商品を買わせる商法です。中には、契約するまで帰してもらえないケースもあります。

〔主な商品・サービス〕
布団、健康食品、磁気治療器

▼対応方法

自分だけは大丈夫と思っても、このような場合正常な判断力を保つことはなかなかできません。「ただ高いものはない」と肝に銘じ、「少しくらいなら」と安易に会場に行かないようにしましょう。

さまざまな悪質商法にご注意を！

訪問販売のほかに、強引な電話勧誘や振り込め詐欺など悪質業者による消費者トラブルが多発しています。その場でひとりで判断せず、ご家族や知人のかたに相談し、被害を防ぐことが大切です。

また、高齢者や障がい者が業者から十分な情報提供を受けずにだまされていることに気付かないなど被害にあうケースが増えています。日ごろから、ご家族や周りのかたがたの様子を気にかけていただき、地域の関係機関と連携して見守ることが必要です。

消費生活相談窓口ができました

市では、本年4月から週2回、消費生活相談員による専門窓口を設置し、さまざまな消費生活相談を受け付けています。
架空請求・悪質商法・契約トラブル・多重債務など消費生活でお困りのかたは、ぜひお気軽にご利用ください。

とき 毎週火曜・金曜日
午前9時～午後4時
※祝日と年末年始を除きます。

ところ 市民文化会館3階
消費生活相談窓口

相談方法 面談・電話相談
消費生活相談専門ダイヤル ☎1241

とば出前とーくの「知って得する『悪質商法簡単撃退法』」もご利用ください。